

地域と税の情報誌

あや

No.211
2026

春

【特集】 地域社会と四谷法人会の活動



■【特集】 地域社会と四谷法人会の活動	2
パワハラ予防対策研修会	2
特別講演会「免疫力を高める健康と食」	3
救命講習	3
第23回新宿シティファーマラソン	4
令和7年度「税に關する給はがきコンクール」表彰式	5
■板橋のイベント	
令和8年度税制改正大綱	6
四谷税務署からのお知らせ	8
新宿区税務所からのお知らせ	10
■四谷法人会会員のひろば	
四谷法人会からのお知らせ	11
営業訪問 第109回株式会社新南社	12
行動する法人会	14
四谷法人会トピックス	16
事業活動報告	18
新入会員目録 12月～2月	18
■地域の話題・くらしの知識	
よつや健康お届け隊・前編のおはなし	19
法律回答あれやこれや	
第47回●竹木の枝の切除及び根の切り取り	20
面白発明にチャレンジしよう	
第98回●イッパツチェック	21
四谷・牛込あの日、あそこで	
第8回●夏目漱石、誕生する	22

表紙 神楽坂
わせた新宿百景 No.44
今や東京の観光名所ともなった神楽坂。横丁や
路地がその魅力の一つといえます。



地域社会と四谷法人会の活動

公益社団法人四谷法人会は、会員対象の行事・活動だけでなく、地域の皆様を対象とした講演会等の開催や地域の団体が主催する行事への協賛、後援や行事に参加して地域の活性化や社会活動に貢献を目指す活動もあります。

会員の皆様だけでなく、入会を検討されている方、地域の皆様もご興味のある活動に参加されてみてはいかがでしょうか。皆様それぞれにあった四谷法人会の行事、活動が見つかると思います。

四谷法人会主催 特別講演会

免疫力を高める健康と食 「元気に仕事をするために」

講師 東京慈恵会医科大学附属病院栄養部
管理栄養士 赤石 定典 氏

日時 令和8年2月12日（木）
会場 新宿歴史博物館講堂
参加者 31名

四谷法人会公益事業委員会主催の特別講演会が令和8年2月12日に開催されました。



「人生100年時代」を迎えるなかで、健康で「元気に仕事と生活をした」と思われる方が多いのではないかと考える次第です。そこで、東京慈恵会医科大学附属病院栄養部管理栄養士赤石定典氏をお迎えして、「免疫力を高める健康と食」「元気に仕事をするために」と題して講演いただきました。

日本人の平均寿命と健康寿命の差が約10年あるということは約10年は健康でない状態で生きていくということ、その差をどう埋めるかと「言われたら」「先ず買の良食」ということで、栄養素とそれを含む食材の料理法、食材に含まれる栄養素の活用による「食品ロス」の削減などのお話をいただきました。

食品ロスについては、女性部会が取り組んでいるところですが、大きなヒントをいただいたような気がします。

最後に元気に仕事をするために健康と食に対する意識を高めることができました。赤石先生ありがとうございました。

四谷法人会公益事業委員会主催 パワハラ予防対策研修会



日時 令和7年12月10日（水）
会場 新宿歴史博物館2階講堂
講師 四谷労働コンサルティング株式会社
特定社会保険労務士 廣本 慶一 氏
参加者 40名

令和4年4月1日より中小企業も職場におけるパワハラ防止措置が義務化となりました。

職場におけるハラスメント予防対策の第一の担い手は、管理職、職場リーダーです。ハラスメント予防のためには、風通しの良い、コミュニケーションの取りやすい職場環境を醸成する必要があります。

そこで、特定社会保険労務士の廣本慶一氏を講師に迎えて、グレイゾーン、ハラスメント予防の具体的な対策等について、パワハラ予防対策研修会を12月

10日（水）に新宿歴史博物館において開催しました。

まず最初に、パワハラに関する法律とその定義、そして、グレイゾーンについて考える、続いて、パワハラにならない部下への対応と相談対応等について、具体的な事例を挙げて説明いただきました。

最後に、重要なのは、「全員がパワハラに関心をもつ、全従業員で深刻なパワハラ被害から仲間を守る、自分は決してハラスメントをしない」ことであると強い意思のある言葉で締めくくられました。

公益事業委員会 救命講習（救命入門コース、ステップアップ講習）を開催

「救命入門コース」
日時 令和7年11月20日（木）
会場 四谷消防署
内容 胸圧圧迫やAEDを中心に学ぶコース
参加者 10名



「ステップアップ講習」
日時 令和8年2月9日（月）
会場 四谷消防署
内容 心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを学ぶコース
参加者 8名

公益事業委員会では首都直下型地震などの非常事態に備え、救命講習への参加を推奨しております。

11月20日には「救命入門コース」、2月9日には「ステップアップ講習」を開催いたしました。

受講された方には四谷消防署より受講証（ステップアップ講習の場合は救命技能認定証）が交付されました。

令和7年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

前号(210号)でご紹介しました令和7年度「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が新宿区立の各小学校で行なわれました。受賞された皆様おめでとうございます。

また、ご協力いただきました関係各位に改めて御礼申し上げます。



応募作品の展示 新宿区役所



応募作品の展示
四谷地域センター(上)
牛込駅前地域センター(下)



津久戸小学校 令和7年11月10日



市谷小学校 令和7年11月10日



四谷小学校 令和7年11月17日



四谷第六小学校 令和7年11月21日



花園小学校 令和7年11月25日



麹倉小学校 令和7年11月25日



朝日小学校 令和7年11月28日



牛込仲之小学校 令和7年12月1日



江戸川小学校 令和7年12月1日



富久小学校 令和7年12月8日



東戸山小学校 令和7年12月25日



第23回新宿 シティハーフマラソン ～四谷法人会は ゼッケンスポンサーとして協力～

日時 令和8年1月25日(日)

会場 国立競技場

参加者 19名(ハーフマラソン12名、10km7名)

令和8年1月25日、第23回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン(主催:新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実行委員会ほか)が、開催され、冬空のもと1万人を超えるランナーが新宿の街を走り抜きました。

吉住新宿区長の号砲で国立競技場をスタートし、御苑トンネルをくぐり、名所神楽坂を駆け上がり、国立競技場にゴールするハーフマラソンのほか、10km、3km、2kmの各部門など、多彩な内容で開催されました。

四谷法人会からは、青年部会を中心に合計19名(ハーフマラソン12名、10km7名)が四谷法人会のビブスを着用して出場しました。また、四谷税務署からも種草署長はじめ職員の方がハーフマラソン、10km、3kmなどの部に参加されました。

四谷法人会は今年も3kmの部のゼッケンスポンサーとして大会に協力いたしました。



令和8年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！
特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

●中小企業に対する少額減価償却資産の特例
中小企業等の少額減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

●特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
生産性向上設備等（機械・器具・備品等）の取得価額の10%を減額し、特定生産性向上設備等に該当するものを取得した場合は、減額後の取得価額が中小企業で50万円以下、中小企業で50万円以上100万円以下とされます。

所得税・住民税関係

●基礎控除等の改正
基礎控除10.4万円と給与所得控除74万円178円未満までは、所得割率が14%から13%に引き下げられ、収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

所得金額	基礎控除
66.5万円以下	10.4万円
66.5万円超～85.0万円以下	6.7万円
85.0万円超～2.545万円以下	6.2万円
2.545万円超～3.595万円以下	4.8万円
3.595万円超～2.645万円以下	3.2万円
2.645万円超～2.695万円以下	1.6万円
2.695万円超	—

●住宅ローン減税
住宅ローン減税について、適用期間が令和12年12月31日まで5年間の長期化となります。適用については、次のとおりです。

住宅の区分	居住市	借入総額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年1月～令和12年12月	4,500万円	0.7%	13年
	2日休養介護住宅	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年1月～令和9年12月	2,000万円		

消費税率関係

●消費税の軽減税率の適用
軽減税率の適用対象となる商品について、その取得の時期にかかわらず、軽減税率が適用されることとなります。

●軽減税率の適用対象となる商品
①食料品
②酒類
③文芸・娯楽品
④医療品
⑤教育用品
⑥スポーツ用品
⑦その他

相続税関係

●相続税の課税標準
相続税の課税標準は、被相続人の死亡したときにおけるその財産の価額とします。

●相続税の課税標準の算定
相続税の課税標準は、被相続人の死亡したときにおけるその財産の価額とします。

資産税関係

●固定資産税
固定資産税は、土地・建物等の固定資産に課税されます。

住宅の区分	居住市	借入総額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年1月～令和12年12月	4,500万円	0.7%	13年
	2日休養介護住宅	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年1月～令和9年12月	2,000万円		

居住市	借入総額	控除率	控除期間
令和8年1月～令和12年12月	2,000万円	0.7%	10年

●住宅ローン減税
住宅ローン減税について、適用期間が令和12年12月31日まで5年間の長期化となります。適用については、次のとおりです。

●消費税の軽減税率の適用
軽減税率の適用対象となる商品について、その取得の時期にかかわらず、軽減税率が適用されることとなります。

●軽減税率の適用対象となる商品
①食料品
②酒類
③文芸・娯楽品
④医療品
⑤教育用品
⑥スポーツ用品
⑦その他

その他

●固定資産税
固定資産税は、土地・建物等の固定資産に課税されます。

●相続税
相続税は、被相続人の死亡したときにおけるその財産の価額とします。

四谷税務署からのお知らせ

税務署からのお知らせ

令和8年5月から税務署窓口での
納税証明書の請求・受取の受付は
9時～15時

自宅等から
電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから請求・受取ができますので
是非ご利用ください！

step 1 自宅やオフィスで請求

step 2 電子申請

step 3 電子発行・受取

窓口受取

オンライン申請

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な雇傭及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員試験【採用NAVI】

採用関係お役立ちリンク集

国税庁YouTubeチャンネル(採用)

国税庁採用Instagram

大学卒業程度の方

高校卒業程度の方

大学卒業後、8年以上経過の方

区分	国税専門官	税務職員	国税庁経験者(国税調査官)
受験資格	A 区分(文系) 1 平成30年4月1日～令和7年4月1日生まれの者 2 平成17年4月2日以後生まれの者で次に掲げる者のうち ① 大学(短大)卒業(修了)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 ② 人事院が上記1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 B 区分(理系) 1 平成30年4月1日～令和7年4月1日生まれの者 2 平成17年4月2日以後生まれの者で次に掲げる者のうち ① 大学(短大)卒業(修了)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 ② 人事院が上記1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	1 令和8年4月1日以前に高等学校又は中等教育学校を卒業した日の前日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以前に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	令和7年4月1日以前に、大学等(短大等を除く。)を卒業した日又は大学院の修業等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和8年2月19日(木)～3月23日(月)	令和8年6月12日(金)～6月24日(水)	令和7年7月28日(月)～8月18日(月)
1次試験	令和8年5月24日(日)	令和8年9月6日(日)	令和7年10月5日(日)
試験科目	基礎能力試験(多岐選択式) 専門試験(多岐選択式) 専門試験(記述式)	基礎能力試験(多岐選択式) 専門試験(多岐選択式) 作文試験	基礎能力試験(多岐選択式) 経験者試験
2次試験	令和8年6月22日(月)～7月9日(水) ※1次試験合格者通知で指定する日付	令和8年10月14日(水)～10月23日(金) ※1次試験合格者通知で指定する日付	令和7年11月8日(土)、9日(日)、15日(土)又は16日(日)で指定する日付
3次試験	人物試験、身体検査	人物試験、身体検査	人物試験
合格発表	令和8年8月12日(水)	令和8年11月17日(火)	令和7年12月24日(水)
採用案内パンフレット			

国税庁をかけた不審なショートメッセージやメールにご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めたりや差押えを予告することはありません

不審なメール等に記載されたURLへのアクセスや支払いなどしないようご注意ください

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください <https://www.nta.go.jp>

8